

福山市斎場残骨灰処理及び有価物精錬業務委託仕様書

1 委託業務名

福山市斎場残骨灰処理及び有価物精錬業務

2 目的

福山市斎場に保管中の残骨灰について、必要な分別を行ったうえ、関係法令に基づき適正な処理等を行い、残骨の一部及び処理過程で生じた有価物を精錬したものを福山市に返還するものとする。

3 業務委託期間

契約締結日から2027年（令和9年）1月29日まで

4 業務場所

- (1) 福山市沼隈斎場（住所：福山市沼隈町大字常石7134番地1）
- (2) 福山市内海斎場（住所：福山市内海町イ1697番地1）
- (3) 福山市が指定する場所

5 業務内容

(1) 対象施設

- ア 福山市沼隈斎場（住所：福山市沼隈町大字常石7134番地1）
- イ 福山市内海斎場（住所：福山市内海町イ1697番地1）

(2) 全般

- ア 「残骨（残骨灰に含まれるお骨）」は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に鑑み、遺族感情に配慮して丁重に取り扱い、福山市の残骨以外の物が混入することの無いよう十分に注意すること。
- イ 業務を履行する上で環境保全への十分な配慮に努めること。

(3) 残骨灰搬出

- ア 残骨灰の搬出時期及び時間については、福山市と協議のうえ決定するものとする。また、搬出作業は福山市職員又は斎場職員の立会いのもと、施設運営に支障が生じないよう十分に配慮すること。
- イ 残骨灰を運搬する際、荷台をシートで覆う等により残骨灰の落下・飛散防止に配慮すること。
- ウ 作業従事者が残骨灰を吸引しないように、マスクを着用させ、労働災害を防止する措置を講ずること。
- エ 残骨灰の保管場所に入る際は、作業は必ず複数人で行い、状況に応じて適切な安

全衛生対策を講じること。

オ 残骨灰搬出作業が作業従事者以外の目に触れないように、シート等で覆って作業すること。

(4) 残骨灰保管

ア 残骨灰が保管場所から飛散、又は流出し、若しくは地下に浸透することのないよう留意すること。

イ 残骨灰は、建築物内の専用区画で保管すること。

ウ 周辺への悪臭の飛散防止に努めること。

(5) 残骨灰処理

本市火葬場から発生する残骨灰を以下のとおり処理する能力を有する、受注者の施設で実施することとし、処理方法は、原則として、乾式処理又は湿式処理とすること。また、残骨灰が周囲に飛散しないよう適切な措置を講じるとともに、全ての工程において、本市以外の斎場等から搬入した残骨灰と本市斎場から搬入した残骨灰が相互に混入しないよう、厳密に取扱うこと。

ア 選別等

受注者の処理施設の設備等を使用し、残骨灰から残骨（遺骨部分）を選別する。

また、六価クロム、ダイオキシン類等の有害物質を含有すると思料されるものについては、適切に無害化処理等を行うこと。

なお、残骨以外の残渣類等については、関係法令を遵守のうえ、適切に処理すること。

イ 残骨の埋葬

処理後の残骨については、埋葬地に丁重に納骨すること。また、埋葬地については、埋葬地を所有する寺院等から、使用についての承諾等を得たうえで、受注者の責任のもとに確保すること。

なお、埋葬地については、本市から遺族等に公表することとしているため、遺族等が参拝することができる埋葬地を確保すること。

ウ 有価物の返還

(ア) 残骨灰に含まれる金、銀、プラチナ、パラジウムの有価物については、適切に精錬したうえで、売却可能な地金（インゴット）の状態で本市に返還すること。

(イ) 精錬その他の費用は、受託者が負担すること。

(ウ) 金及び銀は純度99.99%以上、プラチナ及びパラジウムは純度99.95%以上に精錬し、銀以外の有価物については、純分認証極印（ホールマーク）を打刻すること。ただし、純分認証極印の打刻が困難であった場合には、福山市の承諾を得たそれに代わる証明書を提出すること。

(エ) 有価物については、2027年（令和9年）1月20日までに一括して返還することとし、返還日及び場所については、福山市と協議すること。また、返還時に、

品目別の「品位（純度）」、「数量」、「形状」等記載した有価物報告書を福山市に提出すること。

(オ) 有価物保管時における盗難防止対策及び他自治体の有価物との混合防止対策を講じること。また、有価物の運搬についても適切に行うこと。

6 残骨灰の数量及び引渡し

(1) 数量

ア 福山市沼隈斎場 ドラム缶(200L) 8缶分（推定900kg）

イ 福山市内海斎場 ドラム缶(200L) 3缶分（推定660kg）

(2) 引渡場所

「4 対象施設」のとおり

(3) 引渡し・搬出費用

引渡し・搬出の費用は、受注者が負担する。

また、引き渡した数のドラム缶（蓋付）を引渡場所に設置すること。

7 業務完了報告

(1) 受託者は、業務完了したときは、遅滞なく業務委託完了通知書を提出する。当該通知書には、下記の書面を添付するものとする。

ア 搬出作業の作業前・作業中・作業後の写真

イ 搬出した引渡物件の重量を記録した書類

ウ 施設での保管状況の写真、各処理工程を撮影した写真

エ 残骨の供養地の概要及び同地の使用権原を示す書面（不動産登記事項証明書、契約書の写し等）

オ 廃棄物に係るマニフェスト

(2) 福山市は、受託者及び第三者に対し、必要に応じて随時、業務の履行状況について調査し、報告を受けることができる。

8 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、福山市及び受託者双方で協議し決定する。また、業務遂行中に疑義が生じた場合も同様とする。